

# +SA ロゴマーク使用の細則

第1版



発行日：2024年9月12日

運用開始日：2024年11月1日

# 目次

目的.....	1
1 適用範囲 .....	1
2 用語の定義 .....	1
3 +SA ロゴマークの表示.....	1
4 +SA ロゴマークの使用要件.....	2
4.1 使用者.....	2
4.2 使用範囲 .....	2
4.3 申請方法 .....	2
4.4 使用条件 .....	3
4.5 使用取消し.....	4
4.6 発行手数料および使用料 .....	5
5 他機関のマーク等の使用に関する注意事項 .....	5
6 反社会勢力への対応 .....	5
7 不正使用への対応等 .....	5
8 細則の変更・改訂 .....	6
9 準拠法および裁判管轄.....	6
(別表1) JGAP/ASIAGAP ロゴとの併用 .....	7

## 目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」といいます）が商標権を持つ+SAロゴマークについての使用方法および手続き等を定め、+SAロゴマークが適切に使用されることを通して、+SA評価の信頼性を向上させ、評価農場・団体や評価農産物の宣伝活動を支援することを目的としています。

## 1 適用範囲

本細則は+SA ロゴマークを使用するすべての者に適用され、+SA ロゴマークの使用者は、本細則を遵守しなければなりません。使用者は、+SA ロゴマークを使用することをもって、本細則に同意したものとみなします。また、本細則に定める以外の事項については、総合規則の定めに従うものとします。

## 2 用語の定義

本細則では、総合規則で定める用語の定義のほか、以下の定義を適用します。

### (1) +SA評価農産物

以下の(a)および(b)を満たした農産物。

(a) +SA評価農場・団体に生産され、評価の有効期限内に出荷されている農産物

(b) +SA適合証明書に記載のある品目

### (2) +SA製品

+SA評価農場・団体に生産された農産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したものの。

### (3) 宣伝資材

ウェブサイト、ソーシャルメディア、広告、パンフレット、ポスター、看板、名刺、のぼりなどの宣伝に使用する資材。請求書や出荷伝票等の発行目的が宣伝に限定されない書類を含みます。

## 3 +SA ロゴマークの表示

(1) +SAロゴマークは、下記の通りです。



(2) 以下のいずれかを単色で使用してください。ただし、背景（地の色）との対比に配慮し、視認性を確保してください。

緑(DIC2555 または近似色)

黒(BK100% または近似色)

グラデーションは、濃い色から順に元の色の100%、70%、50%、30%の濃さになります。

※ +SAロゴマークを単色印刷に使用する場合は、印刷物と同一の色を使用することができます。

(3) 拡大、縮小することは可能です。縮小する場合は視認性に注意してください。

(4) 縦横の比率およびデザインを変更することは認められません。

## 4 +SA ロゴマークの使用要件

### 4.1 使用者

- (1) +SA審査員(審査員補、審査員、上級審査員)
- (2) +SA研修を受講したJGAP/ASIAGAP指導員・上級指導員
- (3) 認定された+SA認証機関
- (4) 協会から使用許諾を得た+SA評価農場・団体
- (5) その他、協会から承認を受けた者

### 4.2 使用範囲

- (1) 名刺
- (2) +SA適合証明書
- (3) +SA評価プログラム、+SA評価農産物、+SA製品に関する宣伝資材、出版物等
- (4) +SA評価農産物、+SA製品の包装・梱包資材
- (5) その他、協会が認めたもの

### 4.3 申請方法

- (1) +SA審査員(審査員補、審査員、上級審査員)  
使用希望者は、ロゴマーク係([logo@jgap.jp](mailto:logo@jgap.jp))に審査員登録番号と使用イメージ(名刺以外)を連絡します。  
協会は、申請内容を確認後、+SAロゴマークのデータを送付します。
- (2) +SA研修を受講したJGAP/ASIAGAP指導員・上級指導員  
使用希望者は、協会ウェブサイト(指導員専用サイト)からダウンロードできます。  
名刺以外に使用する場合は、ロゴマーク係([logo@jgap.jp](mailto:logo@jgap.jp))に使用イメージを申請し、承認を得てから使用できます。
- (3) 認定された+SA認証機関  
認定時に、協会より+SAロゴマークのデータを送付します。
- (4) +SA評価農場・団体  
使用希望者は、「+SAロゴマーク使用申請書」と添付書類(+SA適合証明書の写し、使用イメ

ージ等)を添えてロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に提出します。

協会は、申請内容に問題がないことを確認後、使用許諾書と+SAロゴマークのデータを送付します。

(5) 上記以外の使用希望者

使用希望者は、「+SAロゴマーク使用申請書」と申請書に記載の添付書類をロゴマーク係 (logo@jgap.jp) に連絡します。

協会は、申請内容を確認後、+SAロゴマークのデータを送付します。

#### 4.4 使用条件

##### 4.4.1 共通

- (1) 使用希望者は、協会に申請し、使用許諾書の発行を得てから使用することができます。
- (2) 使用者は、申請内容・表示対象の追加・+SAロゴマークの使用方法に変更がある場合は、変更前先立ち協会に必ず報告し、承認を受けてから使用します。
- (3) 使用者は、協会から使用方法や説明内容について改善を要求された場合は、速やかに修正してください。
- (4) 使用者は、+SAロゴマークの使用権利を、第三者に対し、譲渡すること、および、使用させること等はできません。

##### 4.4.2 +SA評価農場・団体、+SA評価農産物の場合

+SA評価農場・団体は、4.4.1の規定に加え、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 使用者は、+SAロゴマークの使用に関して責任を持つ「農場ロゴ管理責任者」を設置し、『総合規則』および本細則を遵守しなければなりません。
- (2) 使用者は、+SA評価および評価範囲について、誤認を与えるような使用方法や説明をしてはなりません。
- (3) 使用者は、年1回、協会の依頼に従い使用状況を報告します。使用状況に問題がない場合は、使用許諾書が発行されますので、必ず最新版を保管してください。使用許諾書を紛失した場合は、再発行手続きが必要です。

##### 4.4.3 +SA製品の包装・梱包資材の場合

+SA製品は、4.4.1の規定に加え、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) ロゴマークを表示する+SA製品は、使用している原材料のうち対象となる農産物が、100%評価農場・団体産の評価農産物でなければなりません。
- (2) 使用者は、+SAロゴマークの対象となる原材料が評価農産物であることを確認できるトレーサビリティの仕組みを確立し、上記(1)について責任を持たなければなりません。
- (3) ロゴマークを表示した+SA製品の製造や販売を委託する場合においても、使用者の責任において、本細則を遵守するよう適切に管理してください。

- (4) 使用者は、協会のウェブサイトには組織名、申請製品が公開されます。
- (5) 使用者は、年1回、協会の依頼に従い使用状況を報告します。使用状況に問題がない場合は、使用許諾書が発行されますので、必ず最新版を保管してください。使用許諾書を紛失した場合は、再発行手続きが必要です。
- (6) 使用者は、使用許諾期間の終了または本細則4.6による使用取消しの30日以内に、ロゴマークを表示した+SA製品の製造を終了させなければなりません。
- (7) 使用者は、ロゴマークの表示対象物の中に評価農産物を特定できる表記をします(単一原材料の場合、省略可)。ただし、農畜産物使用ロゴマークと同一の場合は表記不要です。  
(例)「本製品に使用している〇〇と〇〇はJGAP認証農場産です。」

#### 4.4.4 +SAロゴと合わせて使用する説明文言例

以下の例文や協会ウェブサイトの表現を参照し、+SA評価について説明することを推奨します。

評価農場向け例文：『+SA評価は、JGAP認証(ASIAGAP認証を取得している場合は「ASIAGAP認証」)を取得し、加えて持続可能性に関する国際レベル(FSAシルバー)を満たす農場に与えられます』

+SA製品使用者向け例文：『このロゴマークはJGAP認証(ASIAGAP認証を取得している場合は「ASIAGAP認証」)を取得し、加えて持続可能性に関する国際レベル(FSAシルバー)を満たす農場で生産された農産物を使用している製品を表します』

#### 4.4.5 JGAP/ASIAGAPロゴとの併記

+SAロゴとJGAP/ASIAGAPロゴの併記について別表1に従います。+SAロゴとJGAP/ASIAGAPロゴの上下左右の位置関係はJGAP/ASIAGAPロゴが上・左を原則とします。併記例は表示マニュアルを参照下さい。

### 4.5 使用取消し

#### 4.5.1 共通

- (1) 総合規則および本細則に従わなかった場合
- (2) 協会からの報告指示、改善要求に従わなかった場合
- (3) その他、協会がロゴマークの使用が不適切と判断した場合

4.5.2 +SA指導員、+SA審査員は、その資格を失った場合にロゴマークの使用を継続できません。

4.5.3 +SA評価農場・団体は、評価の有効期限が過ぎた場合または一時停止期間中にロゴマークの使用を継続できません。

4.5.4 +SA認証機関は、協会認定を返上または取り消された場合にロゴマークの使用を継続できません。

4.5.5 +SA認証農産物および+SA製品におけるロゴマークの使用は、食品表示法、景品表示法、製造物責任法、消費者関連法、その他の関係法令違反をした場合には継続できません。

#### 4.6 発行手数料および使用料

##### 4.6.1 +SA評価農場

- (1) 発行手数料:(一般) 2,200円(税込) / (会員および教育機関) 無料
- (2) 年間使用料:無料
- (3) 使用許諾書の再発行手数料:1,100円(税込)

##### 4.6.2 +SA製品の包装・梱包資材へのロゴマーク使用者

- (1) 発行手数料:(一般)11,000円(税込) / (会員および教育機関) 無料
- (2) 年間使用料:(一般)2,200円(税込) / (会員および教育機関) 無料  
発行の翌年より、年初に1年分を請求します(発行月から翌年の発行前月までを1年とします)。  
年度の途中で使用の継続を停止する場合でも、使用料の払い戻しは行いません。
- (3) 使用許諾書の再発行手数料:1,100円(税込)

4.6.3 上記以外の場合、発行手数料および使用料は無料です。

## 5 他機関のマーク等の使用に関する注意事項

使用者は、農場・団体の農産物およびその包装・梱包資材に、+SAロゴマークの代わりまたは+SAロゴマークと併記して、「認証機関のロゴマークや評価マーク」を使用することはできません。使用者は、農場・団体の宣伝資材に、+SAロゴマークと併記して「認証機関のロゴマークおよび評価マーク」を使用する場合の使用方法は認証機関の指導に従うものとします。

## 6 反社会勢力への対応

使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当することが判明したときは、協会は使用者に対して+SAロゴマークの使用を認めません。

## 7 不正使用への対応等

- (1) 協会は使用者に不正使用の可能性がある場合に、使用者に対して立入りを含む監査を実施す

ることがあります。なお、使用者の不正使用が明らかになった場合、監査に伴い発生した費用は、使用者に請求することがあります。

- (2) 使用者が協会からの改善依頼等の要求に対して対応しない場合、または+SA 評価および+SA ロゴマークに対する信用を損なうような不正使用が発覚した場合、協会はその者に対して+SA ロゴマークの使用許諾あるいは+SA 評価の取消し、ならびに差し止め請求・損害賠償請求等の民事上および刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがあります。
- (3) 協会は、+SA 評価および+SA ロゴマークについて、協会の責めに帰すべき事由による場合を除き、これらに起因して使用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 8 細則の変更・改訂

協会は、協会が必要と認めた場合は、本細則を変更・改訂できるものとします。本細則を変更・改訂する場合、変更・改訂後の本細則の施行時期および内容を、協会ウェブサイト上での掲示その他適切な方法により周知し、または、通知します。

## 9 準拠法および裁判管轄

本細則の準拠法は日本法とします。また、本細則に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。



## (別表1) JGAP/ASIAGAP ロゴとの併用

JGAP/ASIAGAP ロゴとの併用については以下の通りです。

別表1

名刺	審査員	JGAP/ASIAGAP プログラムロゴとの併用推奨
	指導員	JGAP/ASIAGAP プログラムロゴとの併用推奨
	認証機関	JGAP/ASIAGAP プログラムロゴとの併用推奨
	農場・団体	JGAP/ASIAGAP 農場ロゴとの併用推奨
	その他	使用不可
+SA 適合証明書	認証機関	併用禁止
+SA 評価プログラム、+SA 評価農産物、+SA 製品に関する宣伝資材、出版物等	認証機関	評価プログラムに関する宣伝資材のみ対象、JGAP/ASIAGAP プログラムロゴとの併用推奨(宣伝内容次第)
	農場・団体	JGAP/ASIAGAP 農場ロゴとの併用推奨(宣伝内容次第)
	その他	JGAP/ASIAGAP プログラムロゴとの併用推奨(宣伝内容次第)、+SA 製品に関する宣伝資材の場合は JGAP 使用ロゴとの併用推奨(宣伝内容次第)
+SA 評価農産物、+SA 製品の包装・梱包資材	農場・団体	JGAP 認証農場は JGAP 農場ロゴとの併用推奨、ASIAGAP 認証農場は ASIAGAP 農場ロゴとの併用不可・文言のみ併用可能
	その他	JGAP 使用ロゴとの併用推奨(+SA 製品)
その他、協会が認めたもの	審査員	都度判断
	指導員	都度判断
	認証機関	都度判断
	農場・団体	都度判断
	その他	都度判断



一般財団法人 日本 GAP 協会  
東京都千代田区紀尾井町 3-29  
日本農業研究所ビル 4 階  
URL: <https://+SA.jp>